

## 奥州市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年1月12日

奥州市監査委員 松 本 富二郎  
奥州市監査委員 千 田 永  
奥州市監査委員 佐 藤 邦 夫

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の実施期日

予備監査 平成29年9月21日及び22日

本監査 次のとおり

部課等（機関）名	実施期日
胆沢愛宕小学校	平成29年9月28日
若柳小学校	
前沢小学校	
前沢中学校	
衣里小学校	
胆沢第一小学校	平成29年9月29日
衣川中学校	
衣川小学校	
南都田小学校	

#### (2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成29年度（平成29年4月1日から平成29年8月31日まで）における財務等に関する事務の執行

#### (3) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

### 2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
前沢小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

胆沢第一小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
南都田小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
若柳小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢愛宕小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣里小学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川中学校	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。